

貴族院議長 公爵徳川家達

内閣總理大臣 若槻禮次郎殿

意見書案

彈春事變遭難者救濟ニ關スル件

東京市芝區南濱町平民林業鍛島康吉外一名呈出

右ノ請願ハ尼港事件ノ被害者ニ對シ巨額ノ救恤金ヲ下賜セラレタルニ拘ラス大正九年ノ彈春事變ニ際シテ多大ノ慘害ヲ被リ窮境ニ沈淪セル請願人等ニ對シ未適當ノ救濟策ヲ講セラレサルハ權衡上甚遺憾ナルニ依リ速ニ彈春事變ノ遭難者及其ノ遺族ニ對シ救恤金ヲ下賜セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二年三月十五日

貴族院議長 公爵徳川家達

九九

車十

内閣總理大臣 若槻禮次郎殿

百十五

意見書案

猿拂漁港修築ノ件

北海道宗谷郡猿拂村長宮崎喜一郎呈出

右ノ請願ハ北海道宗谷郡猿拂村ハオホクク海ニ面シ其ノ沖合ハ夙ニ海扇ヲ以テ著名ナル天恵ノ大漁場ナルニ拘ラス同村ニハ何等避難ノ防備ナキ爲メ漁船ノ遭難スルモノ多ク爲メニ漁民ハ沖合ノ出漁ヲ危惧シ依然微々タル沿岸漁業ニ安ムスルハ沖合漁業獎勵上甚遺憾ナルヲ以テ同村字鬼志別エサンベニ動力附漁船ヲ收容シ得ル船入洞式簡易漁港ヲ修築セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二年三月二十五日

貴族院議長 公爵徳川家達

貴乙一〇一

百十五